



タックスアップデート 税関について

2020年9月の税関に関するタックスアップデートは、下記の内容を案内します。

- ▶ 2020年8月14日付の通達第19/2020/TT-BCT号は、ASEAN自由貿易協定の商品原産地証明の規則に関する各通達の修正・補足
- ▶ 税関総局から出された注意すべきオフィシャルレターの一部の紹介
 - ▶ EVFTAに基づく商品の原産地証明についてのガイダンス、EPE企業の加工活動に対する税務政策についてのガイダンス・EPEからnon-EPEに変更する際に発生する手続き・太陽光発電プロジェクトに対する輸出税の政策・医療器具や医療設備の輸入時VATについてのガイダンス・リース契約にのっとり、建設・工事目的で一時的に輸出され、その後再輸入されるものに対する税務上の取り扱いのガイダンス・中古品の輸入に対する輸入管理政策・税関価値に関する質問への回答

2020年8月14日付の通達第19/2020/TT-BCT号は、ASEAN自由貿易協定の商品原産地証明の規則に関する各通達の修正・補足

ASEAN自由貿易協定（ATIGA）の内容を修正する政令を承認している、2020年7月23日付で政府から出された決定書第110/NQ-CP号を実施するため、商工省は2020年8月14日付の通達第19/2020/TT-BCT号（通達19号）を発行し、ATIGAの商品原産地証明の規則に関する各通達を修正・補足しました。

通達第19号では以下の通り定めています。

- ▶ C/O フォームDの発行規則に関する2016年10月3日付の通達第22/2016/TT-BCT号の付録の一部を差し替えました。
- ▶ 繊維と絹の原産地に関する2019年7月22日付の通達第10/2019/TT-BCT号の付録II内、セクション4を修正しました。
- ▶ 原産地証明のトライアル実施が適用できる条件、対象、範囲を修正し、また2015年8月22日付の通達第28/2015/TT-BCT号の第9条にある原産地の検査と確認についての規定及び当通達の付録の一部を差し替えました。
- ▶ ATIGAにある、原産地証明のトライアル実施に関する規定について定めた2015年8月22日付の通達第28/2015/TT-BCT号を修正・補足した2017年12月6日付の通達第27/2017/TT-BCT号を撤廃しました。

通達第19号は2020年9月27日から有効となっています。

税関総局から出された注意すべきオフィシャルレターの一部について

▶ EVFTAに基づく商品の原産地自己証明についてのガイダンス

税関総局は2020年8月21日付のオフィシャルレター第5575/TCHQ-GSQL号と2020年8月27日付のオフィシャルレター第5682/TCHQ-VP号を発行し、以下の通りEVFTAの協定に基づく商品の原産地証明書についてのオフィシャルレター第5575/TCHQ-GSQL号を修正しました。

- ▶ 2020年8月1日以降に申告する輸入税関申告で、申告者が2020年8月1日以降に発行された原産地証明書を提出する場合、申告者は税関申告書上での原産地証明書の情報の申告を行い、税関当局は規定に則って受け付けます。

► EVFTA内のEUの原産地証明制度の適用について：

- EUはEVFTAの第一議定書の第15条1c項に規定される原産地証明制度を正式に適用すると報告しました。具体的には、REXシステム (Registered Exporter System)に基づき証明を実施します。本規定は2020年6月15日付の通達第11/2020/TT-BCT号の第19条1c項によりガイダンスされています。
- EUは同時に、EVFTAの第一議定書の第15条1aと1b項に規定される原産地証明制度を適用しないと報告しました。（本規定は 通達第11/2020/TT-BCT号の第19条1aと1b項にガイダンスがあります。）
- 従って、加盟国からの商品をベトナムに輸入する際、REXコードを登録した加盟国に属する輸出者から発行された原産地証明に基づいてEU原産地である荷物、または加盟国の何れかの輸出者により承認された6000ユーロを超えない荷物について、インセンティブを受けることが可能です。
- 原産地証明を提出するタイミングについては、2018年4月20日付の通達第38/2018/TT-BTC号及び2020年5月27日付の通達第47/2020/TT-BTC号の規定に基づき実施されます。

EPE企業の加工活動に対する税務政策についてのガイダンス

2020年8月21日に税関総局はオフィシャルレター第5589/TCHQ-TXNK号及びオフィシャルレター第5596/TCHQ-TXNK号を発行し、EPE企業の加工活動に対する税務政策についてのガイダンスを提供しました。

上記オフィシャルレターでは、EPE企業が他のEPE企業の商品を加工する場合について下記の通り定めています。

- EPE企業が他のEPE企業に向けて加工目的で製品・原材料を送る場合は、輸出税・輸入税の対象となりません。
- EPE企業が他のEPE企業から加工目的で製品・原材料を受け取る場合は、非関税地域間で取引される商品・サービスと見なされるため、VATの対象となりません。

EPE企業が国内企業の加工を請け負う場合：

- EPE企業に対する税務：

- ▶ VATについて：EPE企業の加工活動が政府の2018年5月22日付の法令第82/2018/ND-CP号の第30条7項の規定に従って、ベトナムにおける商品売買または商品売買に直接関係する活動に含まれる場合、上記加工活動に対するVATの計上・申告・納税は個別に行い、税率は10%となります。
- ▶ 当オフィシャルレターは、EPE企業の加工サービスが商品売買活動に含まれない場合のVATについてのガイダンスは明確にしていません。
- ▶ 国内企業に対する税務：
 - ▶ EPE企業より加工商品を受け取る際、国内企業は規則により輸入税を申告し支払わなければなりません。輸入税の計算は通達第39/2015/TT-BTC号の第3条17項に則って実施され、加工契約に基づいてEPE企業に渡した原料の税関価値は使用しません。
 - ▶ EPE企業からの加工商品が国内企業により引き続き生産、加工、輸出される場合は、EPE企業より受領した加工商品に対して既に支払った輸入税の還付についての規定はまだありません。

EPEからnon-EPEに変更する際に発生する税務や手続き

税関総局が発行した2020年08月18日付のオフィシャルレター第 5469/TCHQ-TXNK号は、EPE企業からnon-EPEに変更する際の、固定資産に関連した税務と手続きについて以下の通り案内しています。

- ▶ 輸入関税：non-EPE（変更後）は、投資法及び輸出入税法に規定されている投資優遇を受けるための条件を満たしている場合、固定資産の輸入関税が引き続き免除されます。
- ▶ 税関手続：輸入関税が免除された輸入固定資産は、「使用目的変更」の申請手続を行う必要があります。通達第38/2015/TT-BTC号の第21条（通達第39/2018/TT-BTC号による改訂あり）に規定されている、投資奨励分野に属する企業の、輸入税が免税されている固定資産が、同様に投資奨励分野に属する他の企業に移転されるケースと同様の扱いとなります。

太陽光発電プロジェクトに対する輸出税の政策

現行規定によると、投資優遇の対象となる企業が輸入する固定資産、スペアパーツ、材料、建設資材等は輸入関税を免税される場合があります。しかし、建設資材に対しては、輸入関税が免税されるもう一つの条件として、国内で製造できない資材であることが定められています。計画投資省は、

2018年3月30日付の通達第01/2018/TT-BKHTD号により、国内で生産できる商品・建設資材のリストを発行しました。

それに従い、税関総局は2020年08月20日付のオフィシャルレター第5533/TCHQ-TXNK号を発行し、各地方や市の税関局に、輸入関税の免税を行う過程で、再生可能エネルギー・プロジェクト（太陽光発電）向けの輸入商品に対して、正確な税務や規定の適用を確認し、2020年10月1日までに税関総局に報告するよう要請しました。

医療器具や医療設備の輸入時VATについてのガイダンス

税関総局は2020年8月4日付のオフィシャルレター第5145/TCHQ-TXNK号と2020年8月14日付のオフィシャルレター第5379/TCHQ-TXNK号を発行し、医療器具と医療設備に適用される輸入時VATについてガイダンスを提供しています。

そのガイダンスによると、2015年2月27日付の通達第26/2015/TT-BTC号の第1条8項及び2014年6月26日付の通達第83/2014/TT-BTC号の第4条5項に具体的に名前が提示されていない輸出医療器具と医療設備、また2011年6月21日付の通達第24/2011/TT-BYT号付随の保健省からの許可証によって輸入される医療器具リストに該当しない商品は、VAT5%を適用するために保健省の確認が必要となります。

保健省の確認がない場合は、VAT10%が適用されます。

リース契約において、建設・工事目的で一時的に輸出され、その後再輸入されるものに対する税務上の取り扱いのガイダンス

2020年7月3日、税関総局はオフィシャルレター第4493/TCHQ-TXNK号を発行し、リース契約に基づいて建設・工事目的で一時的に輸出され、その後再輸入される商品に対する税務上の取り扱いに関するガイダンスを提供しています。

そのガイダンスによると、リース契約に基づき建設・工事向けの機械設備を一時的に輸出しその後再輸入する場合で、かつ、リースされている資産の所有権が依然としてベトナムの貸出側に所属し、商品が輸出後再輸入の形式で税関申告するための十分な条件を満たしている場合に、輸出入関税とVATはそれぞれ下記の扱いとなります。

- ▶ 一時的に輸出する際、輸出税が免除されます。
- ▶ 申告した期間内に再輸入する際、輸入税とVATが免除されます。

中古品の輸入に対する輸入管理政策

商工省との協議に基づき、税関総局は2020年8月7日にオフィシャルレター第5181/TCHQ-GSQL号を発行し、輸入が禁止されている中古品の管理についてのガイダンスを提供しています。

そのガイダンスによると、商工省の2018年6月15日付の通達第12/2018/TT-BCT号の付録Iに規定されている輸入禁止リースに含まれている中古品（HSコードと詳細の製品説明があります）は、輸入理由に関わらず輸入禁止対象となります。

税関価値に関する質問への回答

税関総局は2020年8月19日付のオフィシャルレター第5510/TCHQ-TXNK号で、ホーチミン市の税関当局に対して、税関価値に関する質問に回答しました。その回答には、以下の点が含まれています。

- ▶ ワンタイム税関価値相談の申請について：規定に従い、税関申告者はワンタイム税関価値相談の申請をオンラインポータル上で提出する必要があります。申告者が郵送で書類を提出する場合でも、税関当局は決定書第1304/QĐ-TCHQ号に基づいて受理をすることになります。
- ▶ ワンタイム税関評価値相談の結果が受理される条件について：税関総局は企業ランク基準を使用し、ワンタイム税関価値相談の結果の使用を検討・受理します。
- ▶ 「申告が不正確で、税関申告書の商品説明に不備があり税関価値に影響を与える」等の理由で価値が否認された場合、税関当局は申告者に対して、通知日から5日以内に修正申告を行うよう要求します。期限を過ぎても申告者が追加申告を行わない場合、税関当局は規則に従って課税を行います。
- ▶ 運用管理ソフトウェアについて：税関総局は特定のケースにおける税関価値の決定についてガイダンスを提供しています。

Contacts

Please contact the below EY professionals for more information on this update or the Tax services.

Ha Noi Office

Huong Vu | Partner, Tax Leader
huong.vu@vn.ey.com

Tram Van Bui | Director
tram.van.bui@vn.ey.com

Hung Khanh Le | Director
hung.khanh.le@vn.ey.com

Japanese Business Services
Junichi Harada | Associate Director
junichi.harada@vn.ey.com

Korean Business Services
Kyung Hoon Han | Associate Director
kyung.hoon.han@vn.ey.com

Ho Chi Minh Office

Robert King | Partner, Indochina Tax Leader
robert.m.king@vn.ey.com

Anh Tuan Thach | Partner
anh.tuan.thach@vn.ey.com

Japanese Business Services
Takahisa Onose | Partner
takahisa.onose@vn.ey.com

Korean Business Services
Cheon Ju Lee | Director
cheon.ju.lee@vn.ey.com

China Overseas Investment Network
Owen Tsao | Director
owen.tsao@vn.ey.com

For more tax and law updates and related materials, please visit:
ey.com/en_vn/tax/tax-and-law-updates

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, strategy, transaction and consulting services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation is available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2020 EY Consulting Vietnam Joint Stock Company.

All Rights Reserved.

APAC No. 16180901

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax and legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/en_vn